＜研究ノート＞

メキシコ革命の源流としての自由主義の系譜：フアレスの思想的遺産

成蹊大学　杉守 慶太

Abstract

This paper attempts to examine the genealogy of liberalism leading up to the Mexican Revolution by analyzing the legacy of the political ideas of Benito Juárez (1806-1872).

One of the notable features in the historical studies of liberalism after Mexican Revolution was the tendency to ignore the years 1867 to 1910, particularly the era of Porfirio Díaz. Historians generally treated the revolutionary movement as a return to liberalism of the Restored Republic (1867-1876), based upon the political ideas of Juárez. They stressed the discontinuities between the era of Díaz and the Mexican Revolution.

The paper will demonstrate that such emphasis on the discontinuities between the era of Díaz and the Mexican Revolution made it difficult to comprehend that one of Juárez' political ideas in the era of the Restored Republic was to strength the executive powers, and exaggerated the liberal and democratic aspects of the revolution. In the process, the paper will argue that for both the revolutionary liberals and the scientific liberals, Juárez became a symbol for them to manipulate.

I.　はじめに

1910年のメキシコ革命以降、メキシコ政治（思想）史研究に顕著だったのは、反ディアス政権を目標に掲げた自由主義者たちの運動を、復興共和国期の崩壊（1876年）以後中断していた自由主義への回帰運動、あるいは護憲運動として位置づけるということであった。その多くは、「ディアスの時代(1876-1911)」と革命以降の時代との「断絶性」を示す指標として、「反教権主義」、「民主主義」、「ナショナリズム」といった価値を挙げ、メキシコ革命の政治史的意義を強調

してきた。そこでの自由主義の一般的認識は、主に「レフォルマの時代(1855-1867)」から「復興共和国の時代(1867-1876)」において展開されたベニート・フアレス(Benito Juárez: 1804-1872)の自由主義思想および自由主義的な1857年憲法（以下、57年憲法）の理念を基礎としたものであった。その結果、フアレスの思想的遺産と、ディアス独裁政権打倒を掲げた革命運動とのつながりを強調することとなった(1)。

しかしながら、フアレスの思想的遺産は、「ディアスの時代」に政権を擁護した自由主義者や実証主義者によって継承されていた。フアレスが「復興共和国の時代」に解決すべく尽力した「行政権の強化」という課題は、「1917年憲法」が制定されるまで継続し、その課題をめぐって当時の知識人や政治家が議論を展開してきたからである。したがって、「ディアスの時代」とメキシコ革命との「断絶性」を強調することは、「復興共和国の時代」におけるフアレスの政治思想を覆い隠し、革命の自由主義的・民主主義的側面を「誇張」するという問題をはらんでいたといえる(2)。

そこで本稿では、その問題を明確化するために、フアレスの思想的遺産が革命前後に当時の知識人の間でどのように継承されていったのかを振り返り、それを通じてメキシコ自由主義の系譜の中でのメキシコ革命の位置を確かめることにしたい。以下では、まず、同時代のフアレスの思想とはどのようなものであったかを検討する。次に、「ディアスの時代」にフアレスの思想的遺産としての自由主義がいかに批判され、修正されて継承されていったかを検討する。そして最後にフアレスの思想的遺産とメキシコ革命、とくに1917年憲法との関係を検討する。

II. 同時代としてのフアレスの思想

(1) 精神的解放のための「反教権主義」

反ディアス政権を掲げて運動を展開した多くの革命の担い手たちが、フアレスの思想で最も重視したのは、「反教権主義」と、「自由主義的・民主主義的近代国家の形成」という二つの理念であった。だが、後述するように、フアレスはこれらの理念を、保守派と自由主義派との内戦が続いた「混沌の時代」と、自由主義が国家の指針として採用されて以降の「秩序の時代」とに同じように適用しようとしたわけではなかった。「混沌の時代」には、封建的・非民主的な教権支配からの解放が優先課題であったからである。フアレスをはじめとした当時の自由主義派は、世俗の分野、とりわけ、政治・経済・教育の分野において、カトリック教

会を強大な権力と影響力を維持するスペイン植民地時代の前近代的な遺物とみていた。だからこそフアレスは、「政教分離」あるいは「国家と教会との分離」を掲げた「反教権主義」という理念を遵守することが、自由主義的・民主主義的近代国家の形成のためには不可欠と考えたのであった。本稿でも、フアレスの思想的遺産のうち、この二つの理念に焦点を絞り議論を進めることにする(3)。

「反教権主義」の理念は、「レフォルマの時代」に、愛国的かつ急進的自由主義の闘士によって採用されたものである。彼らの統一目標は、教会勢力に支援された保守派と、それを支援すべくフランスのナポレオン三世がメキシコに出現させた「マキシミリアン帝政(1864-1867)」とを打倒することであった。その理念は、フアレス政権によって、「政教分離」と教会権力の徹底的剥奪を目的として制定された改革諸法の中によくあらわれていた。フアレスにとって、世俗国家化は、スペイン遺制からの「精神的解放」を意味した。それは自由主義的・民主主義的近代国家建設にむけての必須条件であった。とりわけ、「保守派」と「自由主義派」とが激しく対立した内戦期に、相争う勢力は革命か反動かを選択し、相手勢力の徹底的弱体化をめざす他なかったために、「共存」への意思は稀薄であったといえる(4)。

しかし、「反教権主義」の理念は、けっして「反宗教」的なものではなかった。このような理念が展開されたのは、自由主義が国家の指針として正式に採用され、秩序とそれに基づく進歩・発展が推進された「復興共和国の時代」、すなわち「秩序の時代」においてであった。この時期はまた国家の安定と統一を図り、その繁栄を促進するために、キリスト教宗派間のバランスを図る諸政策がとられた。すなわち指導者たちは、一方でカトリック教会に対する「和解政策」を展開し、他方でカトリック教会勢力の伸張を削ぎ、また資本主義的経済化を図るために、プロテスタント振興政策を展開したのである。カトリック教会に対する「和解政策」は、フアレスが1867年に、それまで禁止されていた聖職者にも投票権を認めるよう呼びかけたことによく示されている。そこに反映していたのは、信仰は各個人の問題であって、政治の問題とは区別されねばならないという個人の「自由」と「平等」を重んじる彼の考えであった。プロテスタント振興政策は、前近代的な精神構造を近代的な精神構造に変更すべく展開されたが、とりわけ教育分野においてとくに影響力をもった(5)。

興味深いのは、共に「フアレスの時代」に開始されたカトリック教会に対する「和解政策」と、主に米国のミッション団を通じて展開されたプロテスタンティズムの振興とが、「ディアスの時代」の末期に至ると、革命運動の担い手たちによって、それぞれ異なった意味に捉えられたことである。すなわち彼らは、ディア

スがフアレスから引き継いだ「和解政策」を「フアレスの思想」および57年憲法の基本理念から逸脱した政策として捉え、またプロテスタンティズムの振興については、反ディアス運動すなわちメキシコ革命の原動力の一つとして捉えたのである。また、プロテスタンティズムの展開と米国の経済的支配の強化とが結びついたときにも、革命の担い手たちの批判の矛先は、プロテスタンティズムにではなく、パトリオティズムの観点から、むしろディアス政権の自由主義的経済政策およびその独裁政権自体に向けられたことも興味深い。このことは、メキシコ革命運動の担い手として、また革命後の政権の担い手として、プロテスタントが大きな影響力を及ぼしたことからもうかがわれる(6)。

(2) 自由主義的・民主主義的近代国家の形成

フアレスの思想における第二の理念である自由主義的・民主主義的近代国家の形成に対する強いコミットメントは、57年憲法の理念および改革諸法の理念を支えた信念と重なっていた。この憲法は、フランス革命の人権宣言を意識したもので、フアレスらの自由主義派の理想と理念とが反映されていたが、とりわけ個人の諸権利に関する条項において、自由と平等とが強調されていた点に大きな特徴があった。さらにサンタアナのカウディージョ型独裁政治に対する反動として、行政府は議会の監視下に置かれ、議会の行政府に対する優位が定められていたが、それは近代的な代議制民主主義の確立が目標として掲げられていたことを意味していた。フアレスの理想とする自由主義的・民主主義的近代国家の形成に向けて、彼が法整備に尽力したことは、彼の自由主義者、民主主義者、立憲主義者としてのイメージを一般国民に植えつけることにつながった(7)。

しかし、実際のフアレスは、必ずしもこのような一般国民のイメージに沿って政治を行うことができたわけではなかった。フアレスの抱いた「理想」と彼が直面したメキシコの「現実」との齟齬が大きかったからである。とりわけ、「復興共和国の時代」において、その齟齬は顕著に現れた。すなわち、「レフォルマの時代に「民主主義者」としてのイメージを確立していたフアレス自身が、今度は新たな「独裁者」とならざるをえない状況が生じてきたのである。その原因の一つとしては、大統領が政治上の大きな危機に直面したと考えたときに、憲法を遵守することが困難になることが多かったということが挙げられる(8)。

そのような問題を打開すべく、1867年にフアレスは憲法改正案を提出して、行政権・大統領権限の強化を図ろうとした。しかし多くの自由主義者たちは、フアレスの望む憲法改正が独裁政治への回帰につながるとみなして反対した。そのような中で、1867年に行われた大統領選挙では多くの自由主義者がフアレスに反対

票を投じることとなった。それにもかかわらず、フアレスは絶対多数の支持のもとで再選を果たした。自由主義派の統一の「象徴」として、フアレスはまだその求心力を保っていたのである(9)。

しかし、このような求心力は、フアレスが1871年の大統領選挙にも立候補し、かろうじて再選を果たした時にはほとんど失われていた。このときには、フアレスは、もはや憲法に基づいた統治が不可能であると判断していた。他方、彼のライバルたちは、フアレスが権力の座に居残る限り、メキシコに「民主主義」はないと判断していた。このような判断は、フアレス政権の司法長官のレルド・デ・テハーダを支持した *El Siglo Diez y Nueve* 紙の記事にもあらわれていた。この新聞は、頻繁にフアレスを「独裁者」であり「専制者」であるとして、「民主主義」の敵とみなしたのである。こうして、1872年以降、自由主義派内の争点が、57年憲法の修正をめぐるものとなったことは当然のなりゆきであった。当時のフアレスが抱えていた最大のジレンマは、一方で57年憲法の基本的な理念は維持しながらも、他方で内戦終結から間もない「混沌の時代」から「秩序の時代」への移行段階に生じた現実の政治・経済問題を解決するために、いかに行政権の強化を図っていくのかというものであった。しかも、その課題は1872年のフアレスの死後も基本的に解決されぬまま継続していくのであった(10)。

このような時代にフランスから導入されたのが実証主義哲学であった。1860年代のメキシコに実証主義を導入したのはフランスの哲学者オーギュスト・コントの影響を受けた医師ガビーノ・バレーダであった。1867年9月16日にグアナファート市で行った講演の中で、彼はコントの三段階発展論をメキシコ史に援用し、スペイン植民地期を神学的段階、独立から「レフォルマの時代」までを形而上学的段階、そして「レフォルマの時代」以降を実証主義的段階として位置づけた。そのうえで、彼は「自由」を手段、「秩序」を基礎、「進歩」を目的として、今後メキシコは社会の再建に励む必要があることを説いた(11)。

実証主義の段階にあるとバレーダの判断したメキシコにおいて、実証主義哲学は二つの役割を担うこととなった。一つは、国民の形而上学的な「前近代的精神」を払拭する役割であり、もう一つは、自由主義の急進化に伴う社会のアナーキー状態を回避する役割であった。実証主義哲学は、教育の分野では「科学」の論理を、政治の分野では「秩序」の論理を提供した。また、経済の分野では「進歩・発展」の論理を提供した。そして、この三つの論理を援用しながら57年憲法を批判し、その修正を望む自由主義者・実証主義者たちが次第に勢力を拡大していく時代が到来する。それが「ディアスの時代」であり、自由主義の「保守化の時代」であった。「レフォルマの時代」と「復興共和国の時代」をそれぞれ「混沌の時代」

と「混沌から秩序への移行の時代」と呼ぶとするならば、「ディアスの時代」は「秩序の時代」「秩序に基づく進歩・発展の時代」と呼ぶことができるだろう。

興味深いのは、この時代の自由主義者・実証主義者たちが、「レフォルマの時代」のフアレスの思想と行動とを批判する一方で、「復興共和国の時代」のフアレスの思想と行動とを評価しながら、彼の自由主義思想を批判的に継承していったことである(12)。

III. 「混沌と秩序との間」と「理想と現実との間」

(1)自由主義の保守化の時代

「ディアスの時代」に政権を支持した自由主義者たちが目標として掲げたのは、「保守的自由主義」または「科学的政治」に基づいた「欠乏からの解放あるいは自由」であった。そのために科学的（実証的）方法を、メキシコの問題を分析し、その問題解決のための政策を打ち立てるのに利用すべきであるという信念が強められた。その信念から「保守的自由主義」は「レフォルマの時代」の非科学的・非歴史的な伝統的自由主義を批判していった。そして、その批判の矛先は57年憲法に向けられることとなった。後に「シエンティフィコス(Científicos)」と呼ばれ、ディアス政権のブレーンとして活躍することになる実証主義を信奉した知識人たちは、「保守的自由主義」を擁護し、57年憲法に対する批判を展開した。その代表的人物が文人・法律家のフスト・シエラであった(13)。

シエラはディアスの助成により発刊された新聞 *La Libertad*(1878-1884)において、「保守的自由主義」の必要性を訴えた。シエラは「秩序がなければ、自由は実現されない。だから自分たちは保守的なのだ。進歩への一般的な衝動がなければ、秩序もない。だから自分たちはリベラルなのだ」と述べ、自分たちが保守的自由主義者であることを宣言した(Sierra 1948. t. 4: 146)。さらに、シエラは、経済的発展、社会的刷新、政治的統一といった具体的な目標を達成するために科学的方法を適用するべきだと主張した。すなわち「科学的政治」の実践の必要性を説いたのである。この「科学的政治」は、第1に、教条的自由主義もしくは「レフォルマの時代」の伝統的自由主義を排し、第2に、革命やアナーキーと対決するための行政権の強化、すなわち中央集権化を擁護し、第3に、57年憲法の改正を要求するものであった。憲法改正について、彼は、憲法は常に現実社会に適応したものであらねばならないと考えていた。自由主義的・民主主義的な57年憲法は、米国やフランスの憲法を参考にして制定されたものであり、メキシコの歴史とその現実とは乖離したユートピア的なものとみなされたからである。

シエラは、当時のメキシコにおいて、民主政治を実現する可能性に対して否定的であった。というのも国民教育が伴わなければ、社会がアナーキー状態に陥ると考えたからである。したがって、普遍的な諸個人の政治的権利を擁護し、立法権の行政権に対する優位を認めた57年憲法は、シエラにとって現実社会を無視したものでしかなかった。その他の57年憲法の反対者たちも、物質的な発展を遂げていない後進国メキシコにおいて「自由」は無意味なものであり、まずは国民教育と具体的な経済発展が優先されるべきだと考えたのである。それゆえ、シエラは、革命的ではない漸進的な社会発展を擁護し、政府の役割は「統治者」から「管理者」へと移行されるべきだと考え、ディアスによる「誠実な専制政治」を擁護したのだった。当時のシエラにとって戦うべき敵は、もはや教権的な保守党ではなく、57年憲法を支持する伝統的自由主義者、すなわち「ジャコバン自由主義者」であった。そしてシエラは彼らのことを「旧」自由主義者とみなし、自分たちのことは「保守的自由主義者」、すなわち「新」自由主義者であることを強調した(14)。

(2) 「和解政策」と57年憲法

ディアス政権がおこなった諸政策の中で、カトリック教会に対して寛容な態度をとった「和解政策」ほど批判の対象となったものはないであろう。当時のメキシコでは、「レフォルマの時代」に自由主義派の国家的目標として掲げられた、「反教権主義」から離反すること、あるいはカトリック教会に妥協することへの反発は非常に強かった。「和解政策」を展開するディアス政権への主たる批判は、その政策が「反教権主義」を掲げた「フアレスの思想」と自由主義的・民主主義的な57年憲法の理念からの離反にほかならない、と見なされたことにあった(15)。

その批判は多岐にわたったが、興味深いのは、批判者たちが「レフォルマの時代」のフアレスの思想的遺産を強調し、ディアスの「和解政策」を批判することにもっぱら注目し、フアレスによって「復興共和国の時代」に「和解政策」が進められたことを無視していたことである。これは、急進的な自由主義者とプロテスタント双方の「反対派」が基本的に共有していたといえる。それゆえに、反ディアス運動の目標として、「実効ある選挙と再選禁止」を掲げると共に、「反教権主義」を強調した彼らは、自分たちがフアレスの思想的遺産を継承しているのだという意識をもつことになった。その意識に基づいて、19世紀末から、伝統的自由主義者は、フアレスらの「レフォルマの世代」が制定した57年憲法の理念および改革諸法の理念に基づいた政治を回復させることを主張した(16)。

このように、57年憲法の理念の回復という目標が、伝統的自由主義者に反ディアス（政権）という求心力を提供したのは確かであった。しかし、19世紀末から

20 世紀初頭の時代を最も特徴づけたのは、伝統的自由主義者による 57 年憲法に対するラディカルな批判であった。その批判が登場した背景には、「ディアスの時代」の後半におけるメキシコ北部諸州の軽工業の急速進展と南部諸州のプランテーションの急速な拡大に伴って、労働問題や農地問題などの社会問題が噴出していたということがあった。それらの社会問題の解決を重視し、批判を先導したのは、リカルド・フローレス・マゴンら伝統的自由主義者によって 1905 年に結成された「メキシコ自由党」であった。彼らは伝統的自由主義者と同様、反教権主義者、とくに反カトリックであった。しかし、彼らは、57 年憲法や改革諸法の理念への単なる回帰が、現在の社会問題を自動的に解決するものではないと考えていた。社会問題を視野に入れたこのような憲法批判は、1906 年 7 月に「メキシコ自由党組織評議会」が発表した自由党綱領の中によく示されていた。そしてその批判は、1910 年以降のコミュニケの中でさらに激しくなり、57 年憲法改正論へと行き着いたのだった(17)。

興味深いのは、当時の社会問題を解決する必要性が、このような「反体制派」の自由主義者たちだけではなく、ディアス政権を支えた知識人集団の「シエンティフィコス」にも認識されていたことである。その代表は技師で歴史家のフランシスコ・ブルネスであった。コント実証主義やスペンサー社会進化論の影響を強く受けたブルネスは、先住民・農民問題のことを経済的かつ社会的問題として重視していた。そして農地改革の必要性を訴え、その攻撃の矛先を、「レフォルマの時代」の諸政策および 57 年憲法へと向けていった(18)。

ブルネスの農地改革の論拠を要約すると次のようになる。すなわち、フアレスら「レフォルマの時代」の自由主義者たちは、教会財産や先住民の土地を没収し、それを売却することによって独立自営農民すなわち小規模農地所有者が誕生することを期待した。しかし、その結果実際にもたらされたのは、新たな土地の集中化にほかならなかった。このように考えたブルネスは、「レフォルマの時代」の諸改革を非難し、独立自営農民を創出するという目標を達成するには、行政権の強化をはかるような憲法改正の必要性があることを訴えた。そして「レフォルマの時代」の諸政策は政治的にも経済的にも失敗したのだと結論づけたのである(19)。

このような認識から、ブルネスは、政府が独立自営農民を創出すべく農地改革に着手する必要性を訴えていった。そして、その目標が達成されたときにのみ、それまで土地なし農民としてペオン化していた人々が、工業労働者による労働運動に加担し、労働運動が革命運動へと急進化する危険を防ぐことができると考えたのである。ここから、ブルネスの社会問題への関心は、農業労働者の問題と工業労働者のそれとの両方に向けられ、彼は当時メキシコ北部のソノラ州カナネア

や南部ベラクスルス州リオブランコで労働・社会運動を展開していた労働者たちの過酷な労働状況とペオンのおかれた労働状況を同一視して、その改善の必要性を訴えていくことになった(20)。

重要なのは、マゴンをはじめとした伝統的自由主義派内からの57年憲法に対するラディカルな批判と、ブルネスをはじめとしたディアス政権内の一部の知識人からの57年憲法に対する批判とが、「行政権の強化」を図るべきであると認識していた点で、ある程度共通していたことである。「レフォルマの時代」の「反教権主義」の理念と「自由主義的・民主主義的な近代国家の形成」というフアレスの思想的遺産を継承した人々と、フアレスの諸改革政策と57年憲法の楽観主義とを批判する人々とは、異なる前提に立ちながらも同じ政策を訴えることになった。

しかしながら、この「行政権の強化」という課題は、一般的にディアス政権による長期独裁政治とのイメージと重ねられて否定的に捉えられていった。当時、反ディアス運動を展開する伝統的な自由主義者たちの最大の焦点は、「和解政策」によって「反教権主義」の理念を踏みにじり、また長期独裁政治によって「民主主義」の理念を踏みにじったディアス政権打倒をどのように実現するかにあった。そこに登場したのが、「実効ある選挙と再選禁止」をスローガンに掲げて1910年に武装蜂起した、伝統的自由主義者のフランシスコ・マデロ(Francisco Madero: 1873-1913) であった。彼の目標は、ディアス政権を打倒した上で、57年憲法の理念を回復すること、とりわけ「民主主義」を制度化することであった。その意味では、彼もまたフアレスの思想を継承するものであったといえよう(21)。

IV. メキシコ革命とフアレスの思想的遺産

(1) メキシコ革命

反ディアス運動に加わった多くの自由主義者たちの間で共有されていた目標は、「ディアスの時代」に侵害された「反教権主義」と「民主主義」の理念を回復し、57年憲法の理念に回帰することであった。とりわけ、ディアスによる長期独裁政治が続く中で、「民主主義」の理念を回復することが反ディアス運動の結集軸となっていった。そして、さらに急速にその運動を展開させる原因を作ったのはディアス自身であった。すなわち、1908年に米国人ジャーナリストのクリールマンとの対談の中で、ディアスがメキシコの民主化を肯定し、1910年の次期選挙に出馬しないことを明言したことにより、ディアス以後の政治のあり方をめぐる議論が急速に高まったのである。その議論の高まりはマデロらの伝統的自由主義者の間にだけでなく、政権を支えてきた知識人たちの間にも及ん

だ。そのような中で、ディアスが民主化発言を撤回し、再出馬そして再選を果たしたことは、もはや両者に受け入れられるものではなかった(22)。

ディアス独裁政権が1911年5月25日に終焉を迎えたとき、マデロら伝統的自由主義者が目標とした「反教権主義」の理念と「民主主義」の理念との回復が達成され、「レフォルマの時代」の「フアレスの思想」が再び復活するかのように見えた。57年憲法の理念に基づいた民主主義の制度化は、反ディアス運動を展開した自由主義者が目標とした政治的秩序と安定の基礎となると期待されたからであった。しかし、その期待どおりにはならなかった。

問題はマゴンらが指摘したように、57年憲法や「改革諸法」の理念への単なる回帰が、当時の社会問題を自動的に解決するものではなかったことである。その頃までには、社会問題の解決と政治上の秩序と安定とは不可分になってきていた。そもそも伝統的自由主義者は、政治的民主化には熱心であっても、社会改革への関心は稀薄であった。しかし、農民や労働者を巻き込むかたちで革命運動が展開され、その担い手の社会的利害が多元化する中で、秩序と安定を維持するためには、他の社会階層の利害をも代表した政治を展開せざるをえなくなっていった。つまり、社会問題の解決にむけて、社会改革の指針を示し、支持基盤を拡大することが政権維持には不可欠となったのである(23)。

重要なのは、基本的に57年憲法を擁護するカランサを筆頭とする護憲派勢力が優勢になることによって、革命動乱状態は一応収拾されることになったものの、57年憲法を遵守することが、現実の社会問題の解決に結びつくという認識が失われていったことである。57年憲法の内容を現実化するための手段と条件が問われないまま、それを無批判に信奉する楽観主義に対する疑義は払い去ることができなかった。ここで興味深いのは、革命後にあらためて浮上したのが、フアレスの「復興共和国の時代」と「ディアスの時代」に共通して持ち上がった「行政権の強化」という課題であったことである。

(2) 1917年憲法とフアレスの思想的遺産

メキシコ革命史の中で最も重要な出来事は、1917年憲法を制定した憲法制定議会であった。この議会はケレタロで、2ヶ月間(1916年12月1日～1917年1月31日)という短い期間に開催され、カランサ派の法律家によってあらかじめ起草された57年憲法修正案を審議するかたちがとられた。したがって、少なくともカランサ自身は、その修正案に沿った新憲法が誕生すると想定していた。しかし、その議会はカランサの思惑とは異なり急進化していくことになる。この時カランサ自身も「行政権の強化」の必要性は強く認識しており、もはや57年憲法を無批

判に支持していなかった。ただし、労働問題や農地問題などの社会問題を解決するための社会改革に対する熱意には乏しかった。しかし急進化した議会は、まさにこの社会改革の理念を憲法に盛りこんでいった(24)。

このようにして誕生した1917年憲法は、欧米で生まれた理念をそのまま適用した57年憲法を「フアレスの時代」以来の歴史的経験を経て、ついにメキシコ化したものであった。まず、57年憲法と比較して、1917年憲法の大きな特色として挙げられるのは、社会改革の理念が盛りこまれた第27条と第123条である。前者は国内の土地、水および資源に対する国家の管轄権を、後者は、8時間労働・最低賃金制・労働者の団結権などを詳細に明記した労働基本権を規定した。これらの条項は、57年憲法と同じように国家理念の表明であると同時に、それを現実化させるべく、憲法89条に大統領の権限の強化が明文化されたことは、フアレス以来の「行政権の強化」という目標が達成されたということをも意味していた。そしてこれは、憲法の理念を現実化する社会改革の担い手である国家に対して、経済・政治を管理する正当性が認められるようになったことを意味した。つまり、1917年憲法を遵守することは、社会改革を実行すべく強力な行政権を行使することと同一視されることになったのである。ここにフアレスがメキシコ革命の「象徴」としても見なされるようになっていく理由があった(25)。

ただし、革命の理念を法制化した1917年憲法をフアレスの思想的遺産として見なすことに対する批判もあった。それは、1917年憲法の「性格」をめぐっておこなわれた。反ディアス運動を展開した伝統的自由主義者が、フアレスの思想的遺産として重視したのは、彼の「反教権主義」と、「自由主義的・民主主義的近代国家の形成」への意志であった。この二点に限定して言えば、1917年憲法では、「反教権主義」は、57年憲法以上に徹底され、カトリック教会に対する国家の管轄権が規定された。ここから、「反教権主義」という観点ではフアレスの理念を継承していたといえる。しかし、「自由主義的・民主主義的近代国家の形成」という点について言えば、1917年憲法の性格との「断絶性」を指摘することもできた。経済的自由主義の側面から見れば、確かに私有財産権は尊重されているものの、政府の経済分野における管轄権が強調されていたからである。また政治的民主主義の側面から見れば、むしろ社会改革を推進すべく「行政権の強化」が図られたことにより、そのコーポラティズム的、権威主義的、温情主義的な性格が強かった(26)。

V. おわりに

以上のような57年憲法の理念と、1917年憲法のそれとの「断絶性」を指摘す

る意見に対して、伝統的自由主義者たちは「ディアスの時代」とメキシコ革命との「断絶性」を強調することによって、フアレスの思想的遺産としてのメキシコ革命というイメージを国民に植えつけていくことになる。すなわち、彼らは自由主義の系譜の中で、自分たちがフアレスの思想的遺産を継承していることを強調していくのである。しかしその結果として、「断絶性」を強調することは、むしろ「復興共和国の時代」におけるフアレスの政治思想を覆い隠し、革命の自由主義的・民主主義的側面を「誇張」することにつながった(27)。

1917年憲法には、ディアス派がフアレスから批判的に継承した「行政権の強化」が明文化されるとともに、反ディアス派が擁護・継承しようとした「反教権主義」の理念が規定された。しかし、このことは反ディアス派の伝統的自由主義者たちが理想としていた「自由主義的・民主主義的近代国家」の形成に必ずしもつながらなかった。なぜなら、1917年憲法制定後の1920年にオブレゴン政権が誕生し、「動乱の時代(1910-1920年)」から革命理念の「制度化の時代(1920-1940年)」へと移行したことにより、メキシコ自由主義・民主主義に大きな変化がもたらされたからである。すなわち1917年憲法の中に盛りこまれた社会改革の理念を制度化し、実施していく中で、57年憲法に見られたような、伝統的あるいは正統的な自由主義はメキシコにおいて姿を消すことになったのである。それに代わって、反教権主義思想と私有財産制の堅持という伝統的自由主義思想を基軸としながらも、社会改革思想の埋め込まれた自由主義がメキシコにおいて誕生することになった。ここにメキシコ自由主義の系譜に占めるメキシコ革命の位置と意義が見出されるであろう。

<付記>本稿の執筆にあたり、二人の匿名の査読者より貴重なご指摘を頂戴いたしました。編集の労を取っていただいた編集委員会の皆様と併せ、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

(1)それらの代表的な例は、Reyes Heroles (1957-1961)やCosío Villegas (1955-1972)である。ただし、前者は「レフォルマの時代」まで、後者は「復興共和国の時代」を中心に扱っている。Hale (1997) によれば、両者に共通していたのは、過去の自由主義的伝統に執着したことであった。また、Barreda Fuentes (1955)やCockcroft (1971) は、革命の先駆者としてのメキシコ自由党の活動に焦点を当て、彼らの活動を57年憲法の理念への回帰運動の一つとして強調した。

(2) 復興共和国以降の「フアレスの思想」に関する政治的議論については、Weeks (1987)に詳しい。また、フアレスとディアスとの「マシーン・ポリティクス」的特徴の共通性を指摘したものとして、Perry(1978)が挙げられる。ただし、本稿では、フアレス本人について「ディアスの時代」にいかに評価されたのかということではなく、「ディアスの時代」における「フアレスの思想的遺産」とメキシコ革命とのつながりについて焦点を当てている。

(3)「反教権主義」の理念に基づいて、前近代的大土地所有制を解体すべく制定された「レルド法」や「教会財産接収法」は、土地の私的所有化をはかるものであったが、それらによって、

成されることはなかった。むしろ逆に新たな大土地所有層が誕生することになった。ここに、フアレスの楽観主義が見受けられる。その土地政策の失敗を指摘し、その修正の必要性を強調した代表は、Bulnes (1960)である。ブルネスの土地改革案については、Sáez Pueyo (2001: 244-246)を参照。

(4) ただし、急進的自由主義勢力によって推進された「レフォルマの時代」を、保守派との妥協によって成立したものとみなす研究もある。それらは、従来の 57 年憲法における自由主義的急進性が高く評価されすぎてきたと批判し、同憲法が穏健的性格を持ち、(穏健) 自由派と保守派との妥協によってもたらされたと指摘した。その代表としては、Vázquez (1997)が挙げられる。

(5) メキシコにおけるプロテスタンティズムの展開については、Bastian (1989)に詳しい。なお、Sierra (1940) によれば、フアレスは 1870 年の時点で、メキシコへのプロテスタンティズムの導入は、先住民を国民化させるのに必要であると考え、教育分野における役割も注目していた。

(6) Bastian (1989, 1991)を参照。

(7) ただし、Weeks (1987:18) によれば、フアレスのライバルの自由主義者から見れば、彼のイメージは、分裂したものであった。すなわち、勇気と頑強さでメキシコと共和的憲法を守った「良いフアレス」のイメージと、巧みに政治的・法的操作を通じて自らの大統領の地位を永久化しようとした「悪いフアレス」のイメージであった。

(8) Ibid., pp.17-20.

(9) Ibid., p. 20.

(10) フアレスの再選と行政権拡大に関する議論については、Weeks (1987:17-25)と Perry (1978: 32-56)を参照。ただし、この議論はフアレスに限られたものではなく、続くレルド政権、ディアス政権においても同様に展開された。

(11) Gabino Barreda (1941: 69-125)の"Oración Cívica"を参照。ただし、メキシコの実証主義は正統派のコント実証主義ではなく、J・S・ミルや H・スペンサーなどの思想を取り入れたハイブリッドなものであった。Gómez Quiñones (1981:56-57).

(12)メキシコにおける実証主義の展開については、Zea (1968); Hale (1989)を参照。

(13) 「ディアスの時代」における「保守的自由主義」の展開については、Hale (1989); Bastian (1991); Sáez Pueyo (2001)を参照した。なお、シエラは決して無批判的に実証主義哲学を信奉したのではなかった。

(14) このようなシエラに対する見解は、Zea (1970: 288) ; Gómez Quiñones (1981:57)にも見られる。また、Knight (1985: 64) は、「ディアスの時代」に自由派が[体制]外の立憲主義者と[体制]内の中央集権主義者とに分裂したと見た。なお、旧「自由主義者」に対する批判については、シエラとビヒルとの自由主義をめぐる論争が有名である。その論争については、Sierra (1948, t.4: 155-167); Cosío Villegas (1973)を参照。

(15) ディアスの「和解政策」については、Schmitt (1960)を参照。

(16) Bastian (1989:213)を参照。

(17)メキシコ自由党やその担い手たちについての文献は多いが、本稿では、Cockcfoft (1968); Bastian (1989); Zertuche Muñoz (1995)を参照した。なお、プロテスタントの多くがメキシコ自由党に好意的だったのと同じく、反体制派の急進的自由主義者もプロテスタントに好意的だった。ともに「反教権主義」の理念と「民主主義」の理念とを掲げていたことがその大きな要因であったと考えられる。

(18) ブルネスの著書と論考ではとくに、Bulnes (n.d.,1960,1967,1978)を参照した。なお、ブルネスに関しては、Sáez Pueyo (2001); Lemus (1965); Rodríguez Kuri (2001)に詳しい。

(19) Bulnes (1960, 1967) には「レフォルマの時代」の諸政策と 57 年憲法に対する批判が多数みられる。Bulnes (n.d.)では、小規模土地所有制の確立なくして、恒久的な繁栄はありえないといっている。ただし、ここでは経済的観点が重視されている。他方、同じく農地改革を主張した先駆者としては W・L・オロスコや A・モリナ・エンリケスが挙げられるが、彼らは政治

的安定・秩序の観点からも農地改革の必要性を説いた。オロスコの農地改革論については、Silva Herzog (1964:118-172)、モリナ・エンリケスについては、Molina Enríquez (1978)を参照。
(20) このようなブルネスによる独立自営農民創出の必要性と労働・社会問題への関心とについての指摘は、 Sáez Pueyo (2001: 244-248) の中にある。ただし、ブルネスが農地問題を重視していたのは、決して先住民・農民の伝統や文化を尊重していたからではなかった。むしろ逆で、先住民を伝統や文化を否定した近代的な農業を確立するため、および私的所有権を保障するために、農地改革の必要性を訴えたのであった。
(21) マデロに関しては、Madero (1999)を参照。ただし、伝統的自由主義者のマデロは、「行政権の強化」に対しては否定的であった。
(22) ディアス以後の政治のあり方についての議論については、Sáez Pueyo (2001)の第4章・第5章に詳しい。
(23) その代表は護憲派のアルバロ・オブレゴンであろう。かれは革命の制度化に向けてそのリーダーシップを発揮した。
(24) カランサは制憲議会開会の挨拶 (Palavicini,1938, t.1: 144-161)で、「行政権の強化」の必要性を強調した。なお、制憲議会については、Roman (1976)を参照。
(25) 制憲議会での第89条に関する議論は、Palavicini (1938 t.2: 399-409)を参照。増田義郎は、「57年憲法においては、自由放任主義経済の考え方と、そのための、個人や企業への最大限の自由を保障するために、弱い非中央集権的な政体が理想と考えられているのに対し、17年憲法では、強力な権限を持った行政府の確立が目標とされている点に大きな違いがある。これは、メキシコの近代化のためには、ヨーロッパの自由主義の思想をそのまま直輸入すればいい、という19世紀の改革者たちの考え方を、ホァレス時代以来の、数十年にわたる苦しい歴史的経験によって、現実に即応するよう修正したものと言うことができよう」(増田 1968:157)」と指摘した。
(26) 1917年憲法をフアレスの思想的遺産として見なすことに対する批判については、Garciadiego (1999:79-90)に詳しい。批判の担い手の多くは、ブルネス、マヌエル・カレーロ(Manuel Calero)、ロドルフォ・レジエス(Rodolfo Reyes)やベラ・エスタニョール(Jorge Vera Estañol)といった元ディアス派の自由主義者たちであった。
(27) Garciadiego (1999:80-84)を参照。

参考文献

Barreda, Gabino, *Estudios*, selección y prólogo de José Fuentes Mares, México: Ediciones de la Universidad Nacional Autónoma, 1941.

Barreda Fuentes, Florencio, *Historia de la Revolución Mexicana. La etapa precursora*, México: Instituto Nacional de Estudios Históricos de la Revolución Mexicana, 1955.

Bastian, Jean-Pierre, *Los disidentes: Sociedades protestantes y revolución en México, 1872-1911*, México: Fondo de Cultura Económica, 1989.

Bastian, Jean-Pierre, "Jacobinismo y ruptura revolucionaria durante el porfiriato," *Mexican Studies/ Estudios Mexicanos*, vol.7, no.1, winter, 1991.

Bulnes, Francisco, *El porvenir de las naciones latinoamericanas ante las recientes conquistas de Europa y Norteamérica*, México: Ei pensamiento vivo de América, n.d.

Bulnes, Francisco. *Juárez y las revoluciones de Ayutla y de Reforma*, Segunda edición,

México: Editorial Milenio, 1967.

Bulnes, Francisco, *El Verdadero Díaz y la Revolución*, México: Editora Nacional, 1960.

Bulnes Francisco, *Páginas escogidas*, prólogo y selección de Martín Quirarte, México: Universidad Nacional Autónoma de México, 1978.

Cockcroft, James D., *Intellectual Precursors of the Mexican Revolution, 1900-1913*, Austin: University of Texas Press, 1971.

Córdova, Arnaldo, *La formación del poder político en México*, México: Ediciones Era, 1972.

Cosío Villegas, Daniel, *Historia moderna de México*, 9 vols., México: Hermes, 1955-1972.

Cosío Villegas, Daniel (Prólogo de Andrés Lira), *La Constitución de 1857 y sus críticos*. México: Fondo de Cultura Económica, 1973.

Garciadiego, Javier, "¿Dónde quedó el liberalismo?," en *Recepción y transformación del liberalismo en México*, Josefina Zoraida Vázquez (Coordinadora), México: El Colegio de México, 1999.

Gómez Quiñones, Juan, *Porfirio Díaz, los intelectuales y la Revolución*. México: Ediciones El Caballito, 1981.

González Navarro, Moisés, "Tipología del liberalismo mexicano," *Historia mexicana*, vol.32, núm. 2, octubre-diciembre, 1982.

Hale, Charles A., *The Transformation of Liberalism in Late Nineteenth-Century Mexico*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1989.

Hale, Charles A., "Los mitos políticos de la nación mexicana y la Revolución," *Historia mexicana*, vol. 46, núm. 4, abril-junio, 1996.

Hale, Charles A., (Introducción, selección y notas), *Justo Sierra: un liberal del porfiriato*, México: Fondo de Cultura Económica, 1997.

Knight, Alan, "El liberalismo mexicano desde la Reforma hasta la Revolución (una interpretación)," *Historia mexicana*, vol. 35, núm. 1, julio-septiembre, 1985.

Lemus, George, *Francisco Bulnes: su vida y sus obras*, México: Ediciones de Andrea, 1965.

Madero, Francisco I., *La sucesión presidencial en 1910*, Edición facsimilar, México: Colofón, 1999.

増田義郎『メキシコ革命』中公新書、1968年。

Molina Enríquez, Andrés, *Los grandes problemas nacionales [1909]*, prólogo de Arnaldo Córdova, México: Ediciones Era, 1978.

Noriega, Alfonso, *Vida y obra del doctor Gabino Barreda*, México: Librería de Manuel Porrúa, 1969.

Palavicini, Félix F., *Historia de la constitución de 1917*, 3 vols. México, 1938.

Perry, Laurens Ballard, *Juárez and Díaz: Machine Politics in Mexico*, Dekalb, Illinois: Northern Illinois University Press, 1978.

Reyes Heroles, Jesús, *El liberalismo mexicano*, 3 vols., México: UNAM, 1957-1961.

Rodríguez Kuri, Ariel, "Francisco Bulnes," en *Ciencia, filosofía y sociedad en cinco intelectuales del México liberal*, pp.79-111, Carlos Illades y Ariel Rodríguez Kuri, Universidad Autónoma Metropolitana/ Miguel Ángel Porrúa, 2001.

Roman, Richard, *Ideología y clase en la Revolución Mexicana: La convención y el congreso constituyente*, México: SepSetentas, 1976.

Sáez Pueyo, Carmen, *Justo Sierra: Antecedentes del partido único en México*, México: UNAM, 2001.

Schmitt, Karl M., "The Díaz Conciliation Policy on State and Local Levels 1876-1911," *Hispanic American Historical Review*, Vol. 40, No. 4, November, 1960.

Sierra, Justo, *Obras Completas*. 16 tomos, México: UNAM, 1948-1994.

Sierra, Justo, *Evolución política del pueblo mexicano*, 2ª ed., México: La Casa de España en México, 1940.

Silva Herzog, Jesús, *El agrarismo mexicano y la reforma agraria*, 2ª ed., aumentada, México: Fondo de Cultura Económica, 1964.

Silva Herzog, Jesús, *Trayectoria ideológica de la Revolución Mexicana, 1910-1917 : del manifiesto del Partido Liberal de 1906 a la Constitución de 1917*, México : Cuadernos Americanos, 1963.

Vázquez, Josefina Zoraida, "Liberales y conservadores en México: diferencias y similitudes," *Cuadernos Americanos*, 66, vol.6, 1997.

Weeks, Charles A., *The Juárez Myth in Mexico*. Tuscaloosa, Alabama: University of Alabama Press, 1987.

Zea, Leopoldo, *El positivismo en México: nacimiento, apogeo y decadencia*, México: Fondo de Cultura Económica, 1968.

Zea, Leopoldo, *The Latin-American Mind*, Norman, Oklahoma: University of Oklahoma Press, 1970.

Zertuche Muños, Fernando, compilación y estudio introductorio, *Ricardo Flores Magón : el sueño alternativo*, México: Fondo de Cultura Económica, 1995.